

# 物品売買契約書

発注者 新発田市 と 受注者 とは、下記の条項により物品売買契約を締結し、受注者は信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

1 件名 新発田市民プール自動券売機購入

2 納品場所 新発田市民プール

3 納品期限 令和6年6月18日

4 規格等 別紙仕様書のとおり

5 契約金額

										円
--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	---

(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金 円)

6 契約保証金 免除 (契約規則第40条第7号該当)

7 規則等の適用 この契約書に定めのない事項については、新発田市契約規則(平成18年新発田市規則第35号)、新発田市物品供給契約約款及び関係法令に従うものとし、その他この契約に関して疑問が生じたときは、両者協議の上決定するものとする。

本契約の証として、本書2通を作成し、当事者記名押印の上各自1通を保有する。

令和6年 月 日

発注者 新発田市中心部3丁目3番3号  
新発田市  
新発田市長 二階堂 馨

受注者